

戸建て住宅の用途変更を検討中の皆様へ

～その用途変更、建築基準法に適合していますか？～

住宅を宿泊施設や福祉施設等として使用する場合は以下の点にご注意ください！

用途を変更するときは、

- 確認申請の手続きが必要となる場合があります
- 手続きが不要でも、法令に適合させる必要があります
- 用途によって適用される規定が異なります
- 違反した場合、建築基準法に基づく罰則の対象となることがあります

詳しくは県のホームページで



法令違反とならないよう、建築士などの専門家へご相談ください。

※以下は行政の窓口です

建築基準法の担当

所在地	相談窓口	電話番号
山形市	山形市建築指導課	023-641-1212 (代表)
米沢市 (小規模な建築物に限る)	米沢市建築住宅課	0238-22-5111 (代表)
鶴岡市 (同 上)	鶴岡市建築課	0235-25-1432 (直通)
酒田市 (同 上)	酒田市建築課	0234-26-5749 (直通)
天童市 (同 上)	天童市都市計画課	023-654-1111 (代表)
上山市・天童市・山辺町・中山町・寒河江市・河北町・西川町 朝日町・大江町・村山市・東根市・尾花沢市・大石田町	村山総合支庁 建設部建築課	023-621-8235 (直通)
新庄市・舟形町・最上町・金山町 真室川町・戸沢村・鮭川村・大蔵村	最上総合支庁 建設部建築課	0233-29-1418 (直通)
米沢市・南陽市・高畠町・川西町 長井市・小国町・白鷹町・飯豊町	置賜総合支庁 建設部建築課	0238-26-6090 (直通)
鶴岡市・酒田市・庄内町・三川町・遊佐町	庄内総合支庁 建設部建築課	0235-66-5642 (直通)

このチラシについての問い合わせ

山形県県土整備部 建築住宅課 建築行政担当 Tel:023-630-2636